

「安心ネットづくり」 促進協議会の概要について

2008年10月

1. 背景

- 我が国は、ユビキタスネット社会の実現に向け、ICT(情報通信技術)基盤の整備を進め、利活用を図ってきた。その結果、インターネットは、国民の社会活動、文化活動、経済活動等あらゆる活動の基盤(社会的インフラ)として利用されるようになり、国民生活に必要不可欠な存在となってきた。今後、本格的な少子高齢化社会を迎える中で、国際競争力の維持・強化を図っていくためにも、インターネットの有効な活用はますます重要な鍵となるものである。
- 一方で、急速なインターネットの普及は負の側面も拡大させた。昨今のインターネット上における違法・有害情報については、青少年保護の問題にとどまらず、自殺誘因サイトや、犯罪を助長するサイトの存在など、多くの問題点が指摘されており、我々はインターネットの発展における大きな岐路に立たされている。
- こうした状況を踏まえ、インターネット上の違法・有害情報対策として法規制を導入すべきとの議論が国会で盛り上がりを見せ、先の第169回国会において「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立した。同法は、表現の自由等に配慮し、過度な規制は導入せず、違法・有害情報に対する民間の自主的取組を一層促進し、ICTに関する国民のリテラシーの強化を推進することなどを基本とした内容となっている。
- このように、青少年保護等の社会的要請に応えるため、また、インターネットの有効な活用を促進するためにも、規制に依らず民間主導で確実且つ速やかにインターネットの利用環境を整備することが求められている。政府においても、総務省が本年7月15日に違法・有害情報対策の包括的政策パッケージである「安心ネットづくり」促進プログラムの策定を発表するなど、民間における取組の強化が期待されている。

2. 設立について

- インターネットの利用環境の整備は、これまでも、携帯電話フィルタリングの導入促進や、保護者や教員向けの出前講座(e-ネットキャラバン)など、民間の自主的取組として努力がなされてきたところである。しかし、これらは直面する問題への対症療法的取組であったり、各施策間の有機的な連携が十分に行われていなかったり、ボランティアに参加する主体も一部のネット関連企業であったりと、個別の取組と言わざるを得ないものであった。また、地域的にも偏りがあり、ネットリテラシー強化の取組についても格差が生じることが懸念されている。
- そのため、今後は、これまで企業や教育機関、NPO等によって個々に行われてきた取組を有機的に連携させることや、単体では社会貢献活動を行うことが困難な中小の企業、意欲ある個人、地域のボランティアグループ、また、インターネットを利用する様々な企業からも、さらに多くのプレーヤーが参画できるようにした上で、総合的かつ戦略的な取組とするとともに、日本全国あまねく実施できるように配慮することで、民間における自主的取組を質・量ともに向上させることが不可欠である。このための仕組みとして、産学の自主的な取組の結節点となり、どこの地域においても安心なインターネット利用環境を整備することで、インターネットの利活用をさらに促進し、地域の活力を取り戻すことも視野に入れた「安心ネットづくり」促進協議会の発足を提唱する。
- 「安心ネットづくり」促進協議会は、具体的には、インターネットの利用環境を整備するために欠かせない三つの活動に取り組む。第一に、総合的なリテラシー向上の推進であり、インターネットの影の部分への対応だけではなく、すばらしさも伝えられる啓発活動を実施し、ICTを使いこなす子どもたちとそれを暖かく見守る大人たちを育成する。第二に、民間の自主的取組の推進であり、民間企業等が依拠できる自主憲章等の策定とその普及等を図ることにより、安心・安全なネット環境を可視化できるようにする。第三に、インターネットの利用環境整備に関する知見の集約であり、民間企業や各地方での取組を収集・紹介すること等により、様々な活動に取り組む主体間のアイデアの共有と、さらなる工夫を図るための議論の場を提供する。
- 「安心ネットづくり」促進協議会は、これらの諸活動を通じ、産学の民間主導による良好なインターネット利用環境の構築に貢献する決意である。

3. 平成21年度主要事業（案）

活動の柱 ① 総合的なリテラシー向上の推進（普及啓発委員会）

I 地域における e-ネット啓発活動の推進

地域における啓発活動(e-ネットキャラバン等)を質的・面的に拡大するとともに、学生の参加、NPOとの連携により、高齢者や子どものリテラシー強化、ICTを生かした地域活動を実践できる取組等を行う。

II 「e-ネット・マラソンシンポジウム」(仮称)の開催

全国47都道府県、少なくとも全国10カ所以上でインターネットを楽しく安心して使うことをテーマにしたシンポジウムを開催。

活動の柱 ② 民間による自主的取組の促進（事業支援委員会）

III 「e-ネットづくり！」宣言(仮称)事業の展開

誰もが安心してインターネットを利用できる環境整備のため、インターネット関連の事業者や個人も含むサイト管理者等が、目標(自主憲章)を共有し、必要な対応をとることを宣言する国民運動を展開。

IV コンテンツ・レイティング実証事業の企画

利用者が、インターネット上のコンテンツを選択する手がかりとなるセルフレイティング(サイトの自己評価)や第三者レイティング(EMA等の認定機関)の普及を促す実証事業を企画・展開。

活動の柱 ③ 利用環境整備に関する知見の集約（調査企画委員会）

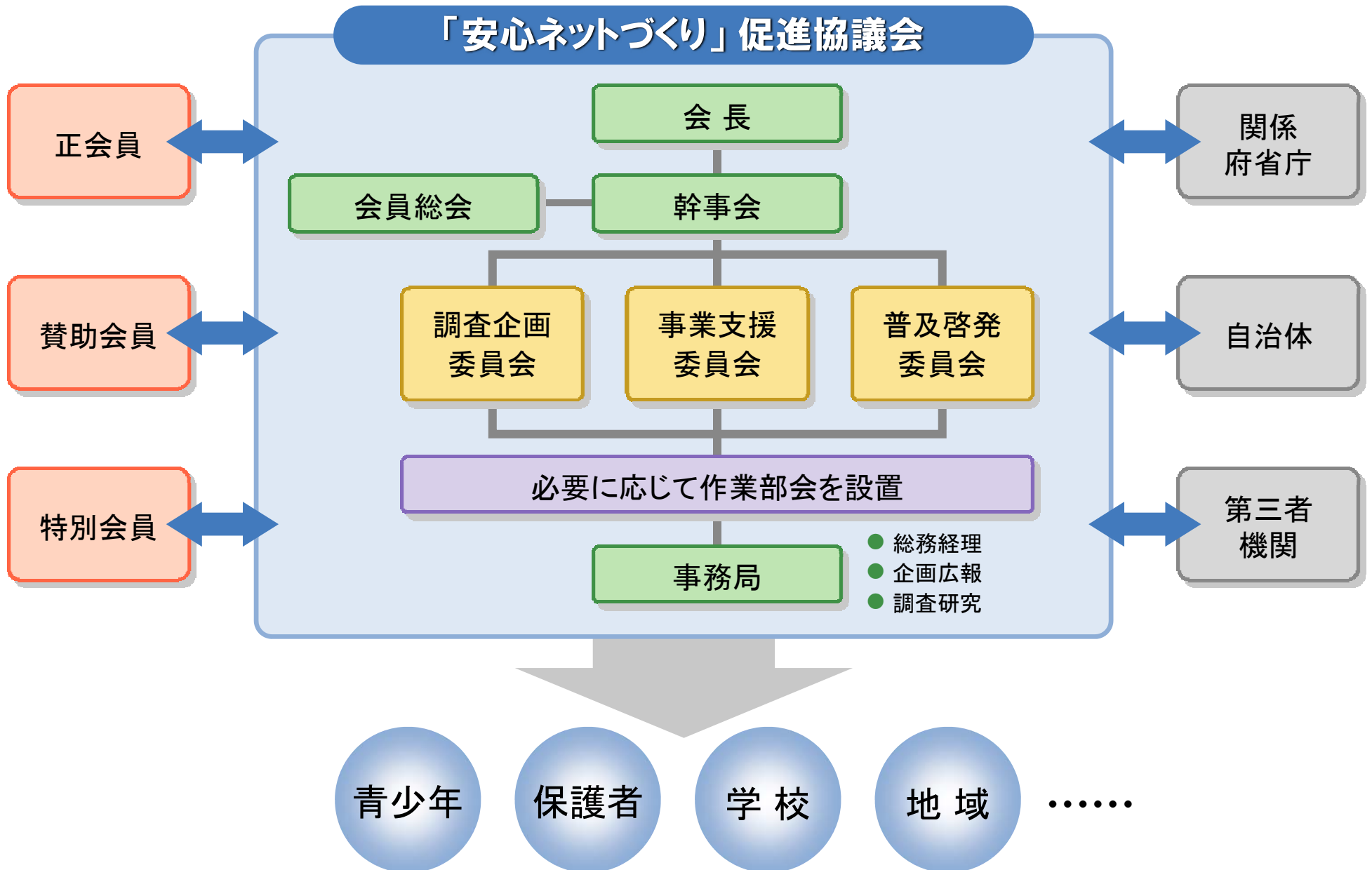
V 機関誌「みらいネット」(仮称)の刊行

海外の状況も踏まえ、「私たちのみらいを支えるICT」をテーマに活動紹介や政策提言を行う。

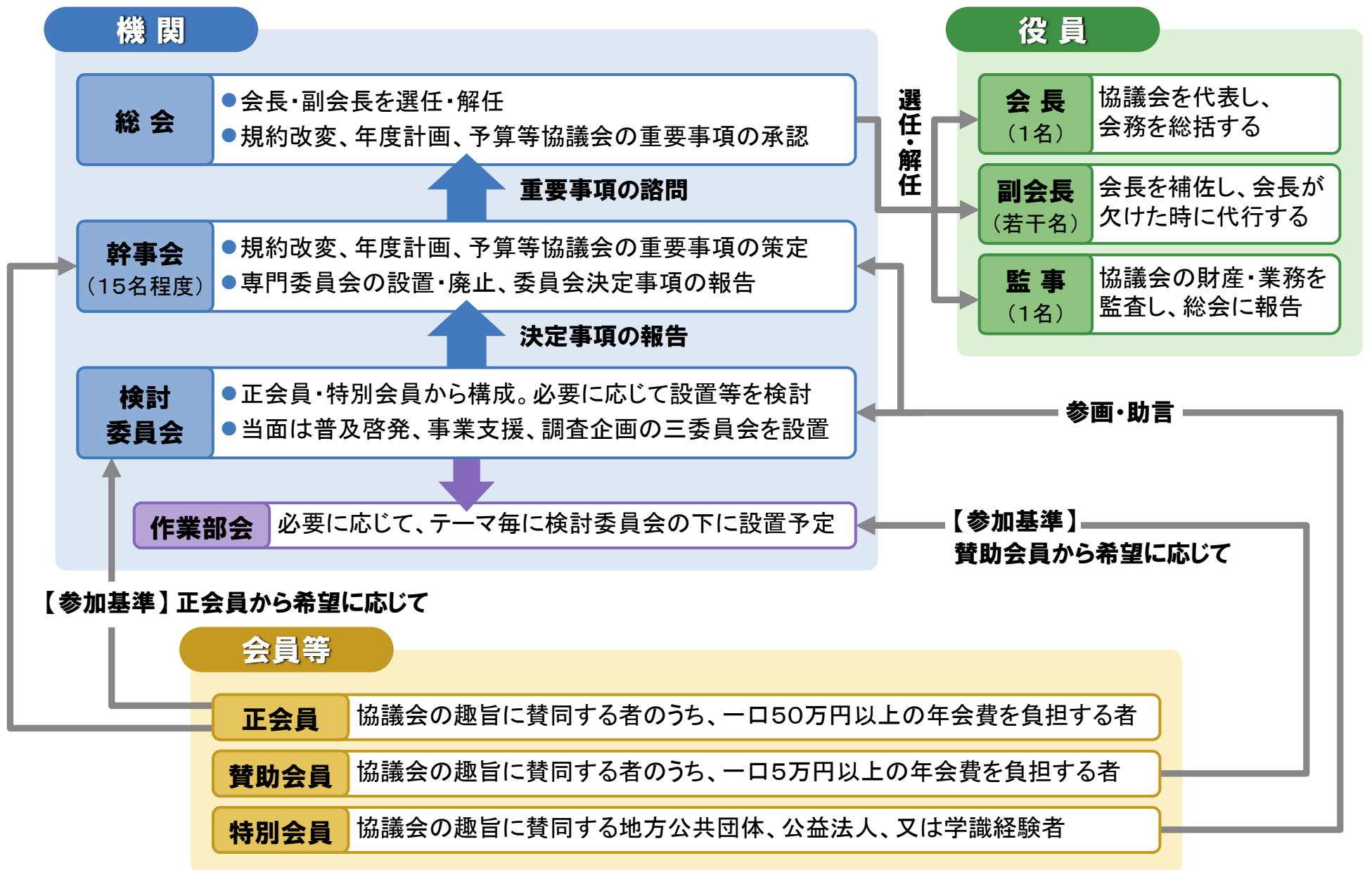
VI 国内の啓発活動を紹介するポータルサイトの運営

国内で行われている様々な啓発活動の情報を収集し、地域・対象年齢・メディア等別に分類した上で、利用者に分かりやすい形で紹介するポータルサイトの開設・運営。

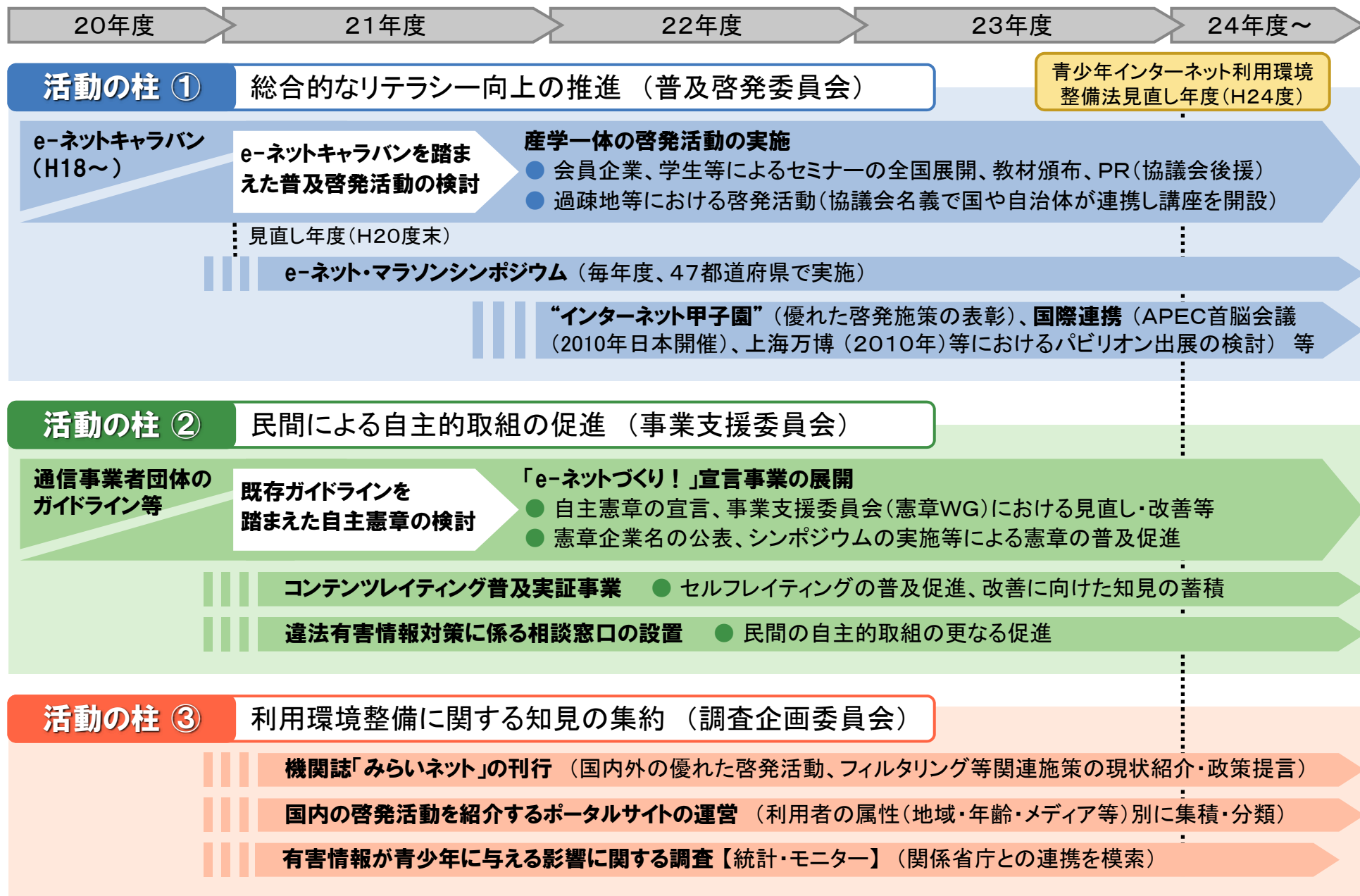
4. 協議会の体制（案）



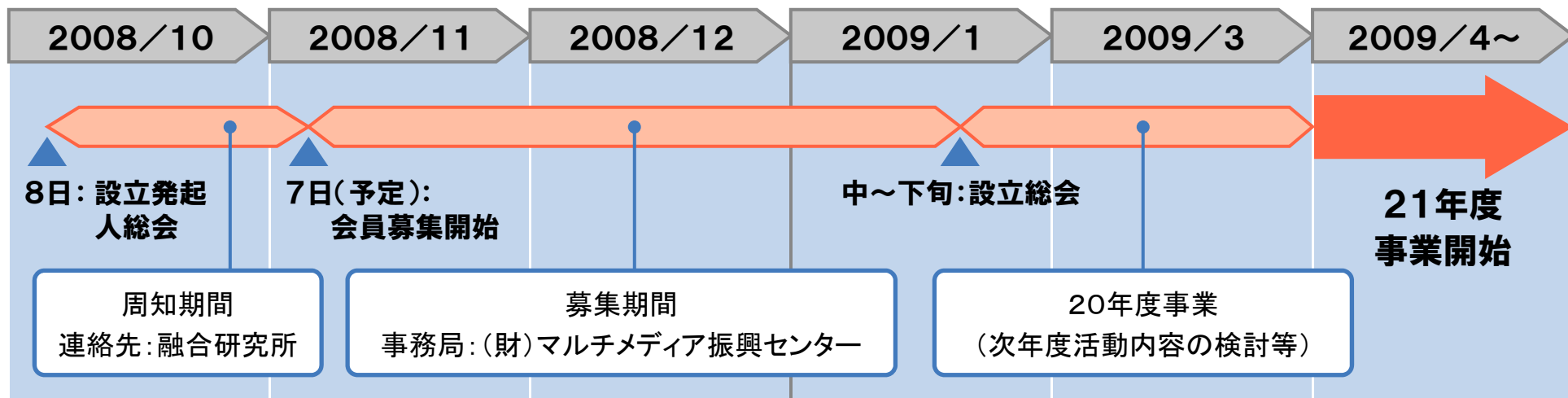
5. 機関・会員等（案）



6. 今後の活動スケジュール（案）



7. 「安心ネットづくり」促進協議会の設立に向けて（案）



会員募集時期

本年11月7日(予定)以降、随時（周知期間中の連絡先は別紙参照）

- 受付窓口: (財)マルチメディア振興センター内 「安心ネットづくり」促進協議会設立準備事務局(仮称・未設置)

募集する会員

特別会員
(所属: 総会、幹事会(一部)、検討委員会)

協議会の活動に特別に寄与すると認められる地方公共団体及び公益法人、学識経験者等

正会員
(所属: 総会、幹事会(一部)、検討委員会)

協議会の趣旨に賛同する企業等
(発起人、通信・放送事業者、機器メーカー、ソフトウェアベンダ、一般企業等)

賛助会員
(所属: 作業部会)

協議会の趣旨に賛同する企業等